

令和3年 第4回北海道議会定例会 予算特別委員会（総務部所管）開催状況

開催年月日 令和3年12月13日（月）
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 総務部長兼北方領土対策本部長、教育・法人局長、学事課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 私学助成について</p> <p>（一）私立幼稚園について 私立幼稚園でも、職員の処遇改善が問題となっております。私学助成園と施設型給付園があって、2015年の新制度によって、園の意向で、施設型給付園に移行できると聞いておりますけれども、その制度概要と、移行した私立幼稚園数をお聞きします。</p> <p>（二）処遇改善効果について この背景には道が、2019年度まで、道単独措置の減額を続けてきた。それがあつというふう思いますし、これを知つて私は驚きを禁じ得ませんでした。道の私学助成の水準があまりに低い。私学助成園のままでは処遇改善につながらないのではないかと考えますが、いかがですか。</p> <p>（三）私立高校に対する国の単価と道の単価の推移について 道の助成が低すぎて令和元年度40位だったということですから、やはりこれは改めていかなければならないと思います。同様に国の単価が増額する一方、道は私立高校への管理運営費対策補助金を減額し続けてきました。一人当たり単価の引き上げを抑制するという信じがたいことを行つてきたわけですから。国の単価と、道の単価の推移についてお示し願います。</p> <p>（四）道の姿勢について これは酷いやり方ですよ。なぜ、国は単価を増額しているのに、道は減額して一般会計に繰り入れたりするんですか。</p> <p>国は努力してきているでしょう。努力していないのは道の方ですよ。減額しなければもっと充実させられたんじゃないやしませんか。</p>	<p>（学事課長） 新制度への移行についてであります。平成27年度から、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため子ども・子育て支援新制度がスタートし、従来の私学助成を受ける幼稚園から国が定める公定価格に基づき、市町村から運営費の給付を受け、幼稚園等への移行を選択できる制度となつたところあります。</p> <p>また、令和3年4月現在の移行状況は、新制度開始前の平成27年3月からこれまでに廃止した幼稚園を除いた442園のうち、9割にあたる398園が移行しており、従来の私学助成を受ける園は、44園となっております。</p> <p>（学事課長） 私学助成についてであります。道では、私立幼稚園に対する管理運営費補助金の園児一人当たりの補助単価については、全額、国庫補助金と地方交付税を合わせた、いわゆる国費で措置し、これまでも前年度より増額となるよう努めてきたところであり、私学団体の調査によると、令和2年度は全国で16位となっております。</p> <p>また、平成29年度からは、国の補助制度を活用し、幼稚園教員の安定的な人材確保と幼児教育の質の向上を図るため、教員の処遇改善への支援にも取り組んできております。</p> <p>（学事課長） 補助単価の推移についてであります。私立高等学校管理運営費補助金の生徒一人当たりの補助単価のうち、国庫補助金と地方交付税を合わせた、いわゆる国費は、令和元年度は、34万9,447円、2年度は、35万4,729円、3年度は、35万8,580円となつており、道単独措置分は、元年度は、5,872円、2年度は、3,788円、3年度は、3,129円となつております。</p> <p>（学事課長） 管理運営費補助金についてであります。道では、厳しい財政状況も踏まえながら、道単独措置分の一部を減額しているものの、生徒一人当たりの補助単価は、前年度より増額となるよう努めてきたところあります。</p> <p>今後とも、私立高校の教育条件の維持向上や、学校経営の健全性の確保などが図られるよう、国に対する財源措置の要請も含め、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、私立高校への管理運営費補助金の確保に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 公私間格差、地域間格差是正に関する認識について 長年にわたって、私学に通う生徒、保護者の皆さんが公私間格差の是正を求めて、今般も2万1,417名の署名とともに、要望されました。道は、私学教育に関して、法の下での平等、教育の平等と機会均等の観点から、私立高校生の修学支援制度について、公私間格差、地域間格差を早急に解消することが必要と考えますけれども、生徒らの思いの受け止めて、認識を伺いたいと思います。</p> <p>(六) 学費無償化に対する見解について それが不十分なんです。日本はやっと国際人権規約が求めている後期高等教育の無償化に向けて留保を撤回しました。そのために、2020年度から高等教育の無償化をうたって、就学支援新制度を実施した訳ですけども、所得制限などがあった内容が不十分なんです。日本共産党は、所得制限をやめて公立高校と同等に私立高校の学費無償化にする必要があると考えているんですけど、見解を伺います。</p> <p>(七) 所得制限の引き上げについて 困窮世帯の基準が低すぎるんですよね。コロナで困窮する子育て世帯への給付金の支給は、910万円までとなっています。現在の就学金の加算上限は590万円ですから、困窮水準に届いていない訳ですよ。すでにおよそ30の都府県では所得制限が緩和されていると聞きますが、道はどのように把握をしているのか。道はなぜ取り組まないのか、併せてお聞きします。</p> <p>やはり対象拡大していくことが必要です。</p> <p>(八) 入学金、学校納付金について 保護者負担が大きい入学金、学校納付金ですが、合理性のない入学金は廃止する必要があると考えております。道内私立高校の入学金、学校納付金の現状を、道はどう把握しているのか。家計に重たい負担となっているとはお考えにならないのか。伺います。</p> <p>卒業のときに多額の借金を背負わされるといのはやめた方がいいと思います。</p>	<p>(教育・法人局長) 私立高校生への修学支援についてでございますが、道では、私立高校に通う全ての生徒の皆さんが、家庭の経済的事情に左右されることなく、安心して教育を受けられるよう、修学環境を整備することが何より重要と認識しております。</p> <p>このため、国の就学支援金制度と、道の授業料軽減補助金の組み合わせにより、所得が一定水準を下回る世帯を対象に、授業料等の実質無償化を図るとともに、国に対し、支給上限額の引き上げや、実質無償化世帯の拡充など、就学支援金制度の更なる充実を要望しているところでございます。</p> <p>今後とも、世帯の所得状況や、授業料等の負担に係る公私間格差の状況などを勘案するとともに、学校や私学団体などのご意見も伺いながら、修学環境の整備に努めてまいります。</p> <p>(学事課長) 就学支援金制度についてであります。令和2年4月から、国の制度が拡充され、授業料を対象に、年収590万円未満程度の世帯には、月額3万3,000円、年収590万円以上、910万円未満程度の世帯には、月額9,900円が、支給されることとなりましたが、道内の私立高校における、施設整備費等を含めた授業料等の平均額を下回っている状況にあります。</p> <p>このため、道としては、私立高校に通う全ての生徒が、家庭の経済的事情に左右されることなく、安心して教育を受けられるよう、更なる就学支援金制度の充実が必要と考えており、都道府県ごとの平均授業料を適切に反映した支給上限額の引き上げや、実質無償化世帯の拡充、支給対象を授業料以外の納付金に拡大するなど、引き続き国に対し、要望してまいります。</p> <p>(学事課長) 他都府県の取組などについてでございますが、文部科学省による、令和3年度における都道府県別私立高校生への修学支援に関する調査では、対象とする年収区分や、補助額などの支援内容は、様々であります。27都府県において、年収590万円以上910万円未満の範囲内で、独自の支援制度を設けていると承知しております。</p> <p>一方、道におきましては、道内私立高校の平均授業料の状況などを踏まえ、道の授業料軽減補助金により、年収590万円未満程度の世帯を対象に、施設整備費等も含め、実質無償化を図るなど、限られた財源を効果的かつ効率的に活用し、保護者の負担軽減に努めてきたところであります。</p> <p>(教育・法人局長) 納付金の状況についてでございますが、道内の全日制私立高校の、令和3年度における納付金の平均額は、入学金などの入学時納付金が、21万556円、授業料などの毎月納付金が、3万5,763円となっております。</p> <p>道では、経済的な理由により、修学の機会が損なわれることがないよう、これまで、所得が一定の水準を下回る世帯に対し、授業料の負担軽減を図るとともに、授業料以外の教育に必要な経費に対する奨学のための給付金制度のほか、奨学金や入学資金の貸付制度などの支援により、教育活動に必要な保護者負担の軽減に取り組んできたところでございます。</p> <p>道といたしましては、納付金の状況などを踏まえながら、国に対し、修学支援に係る財源措置の充実を要望するなど、引き続き、保護者負担の軽減に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(九) 奨学金の利用、退学率について 道内の私立学校について、奨学金の実態についてはどのように把握されているのか。また、経済的負担による退学は減ってきているのかどうか伺います。奨学金というのは、利息の付く借金であって、無利子にすることは当然なのですが、それだけではなくて奨学金の返済が困難になった場合、減額免除していくということが必要です。コロナ対応の支援としても必要と考えますが、それぞれ道の見解を伺います。</p> <p>経済的支援があれば学業を続けられるということの証拠だと思います。返還免除について、やむを得ない事由による返還免除、これを幅広く捉えられるように、よく話を聞いて相談に乗っていただきたいということを申し上げておきます。</p> <p>(十) 私学助成の見直し 生徒の困難な状況を理解するのであれば、最初に申し上げたように、道が補助金を減らすことは、到底許されません。これは許されないことです。これで生徒が北海道から大事にされているとでもお考えになるのでしょうか。そうだとしたら大きな誤解です。前知事からの悪弊となった私学助成のあり方を見直して、生徒がお金の心配なく、学べる北海道へ変わっていくことが必要と考えますが、見解を伺います。</p> <p>他都府県に比べて授業料が低いわけですから、道の支援が大きければ、十分学業を継続できるわけですから、しっかり取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>(学事課長) 奨学金等の貸付制度についてであります。公益財団法人北海道高等学校奨学会では、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を含め、経済的な理由により、修学が困難な生徒に対し、奨学金や入学資金の、無利子貸付を行っております。</p> <p>また、やむを得ない事由により、返還が困難となった場合には、返還の免除などの措置を行っております。</p> <p>道としては、こうした貸付制度は、修学を継続するためには、大変重要であると考えており、奨学会が行う、資金の借入に係る利子補給や返還免除に対する助成などの支援を行っております。</p> <p>令和2年度の実績では、奨学金は、1,422名に対し、約4億9,500万円、入学資金は、78名に対し、約1,300万円の貸付を行っており、返還免除は、43名、約1,600万円となっております。</p> <p>なお、経済的な理由による中途退学者数は年々減少してきているものと承知しております。</p> <p>(総務部長兼北方領土対策本部長) 私立学校は、本道において公教育の一翼を担いながら、建学の精神に基づく、特色ある教育を展開しており、子どもたちに多様な教育を提供する上で、重要な役割を果たしているものと認識しております。</p> <p>このため、道では、私立学校の教育条件の維持向上や、修学上の経済負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性を高め、教育の振興を図ることを目的として、国の制度を活用し、道単独の措置を講じるなど、私学助成に取り組んできたところでございます。</p> <p>道といたしましては、私立学校に通う生徒の皆さんが、家庭の経済的事情に左右されず、安心して教育を受けられるよう、国に対し、私学助成に係る制度の充実や財源確保などを要望するとともに、他都府県の取組なども参考にしながら、限られた財源を効果的かつ効率的に活用し、引き続き、私学助成の充実に努めてまいります。</p>